

質の高い海洋保護区の推進に向けた提言

～海をめぐる社会生態学的危機及び
自然資源を活用した沿岸域再生の将来像～

要約メッセージ

2026年10月14日

公益財団法人日本自然保護協会
UMINEKOサステナビリティ研究所

1. 海の生物多様性の急激な劣化とその影響

- 日本の沿岸・海洋生態系における生物多様性の状態は、1950年代後半から現在において長期的に悪化する傾向で推移してきた。また、近年では日本周辺海域における海洋熱波の多発などの**海洋環境の変化が、生物多様性の劣化に拍車をかけている。**

海の生物多様性の急激な劣化

沿岸域の開発・改変等

埋立、人工構造物の設置、
海岸の人工化

陸域由来物質の海への流入

農薬・化学肥料・プラスチックごみ、
赤土、工場排水・生活排水等

地球温暖化

による
海水温の上昇

二酸化炭素の

排出増加等による

海洋酸性化

等

自然海岸の減少

人工構造物がない海岸を自然海岸とした場合、1998年には全海岸延長の**約50%に減少**。

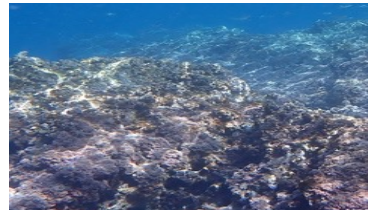
干潟の減少

1995年の干潟面積は1945年の**半分近くに減少**。

磯焼け・藻場の縮小

1990年には日本全国で約33万haあった藻場が、2022年には16～17万haと**およそ半分に減少**。

モニタリングサイトにおける指宿サイトの**アマモ場が消失**、鹿児島湾内のアマモ場は2006年から2021年に面積が88%減少、伊豆下田の藻場の林冠構成種が消滅。



藻場が消失した海

サンゴの白化・質の低下

南西諸島では、埋立等の開発によるサンゴ礁の減少や白化現象によるサンゴの質の低下が進行。



サンゴの白化現象*

海洋生物種の絶滅危惧

日本の海洋生物種のうち、**438種が絶滅のおそれ**。

海洋プラスチック

毎年**11,000～27,000トン**のプラスチックが日本から**海に流出**していると推計。



- 藻場・干潟の減少は、生物の産卵場・生息場を減少させる。海水温の上昇は、生物の分布を変え、プランクトンの減少などの餌環境の悪化や藻場の更なる減少を生じるなど、生物の再生産に悪影響を及ぼす。
- 近年の海洋環境の変化が生物多様性の劣化に拍車をかける中、これまで豊かな海の恵みを享受していた地域でも漁獲量の減少が続くなど、生態系サービスの低下が生じている。**

海の生物多様性の劣化による水産資源・漁獲量への影響

海の生物多様性の劣化



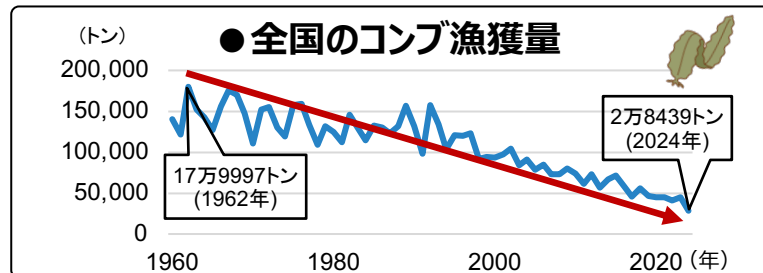
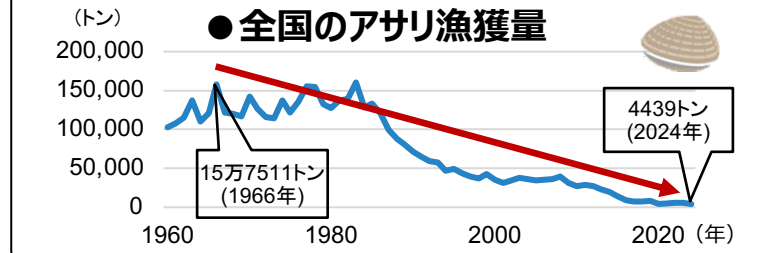
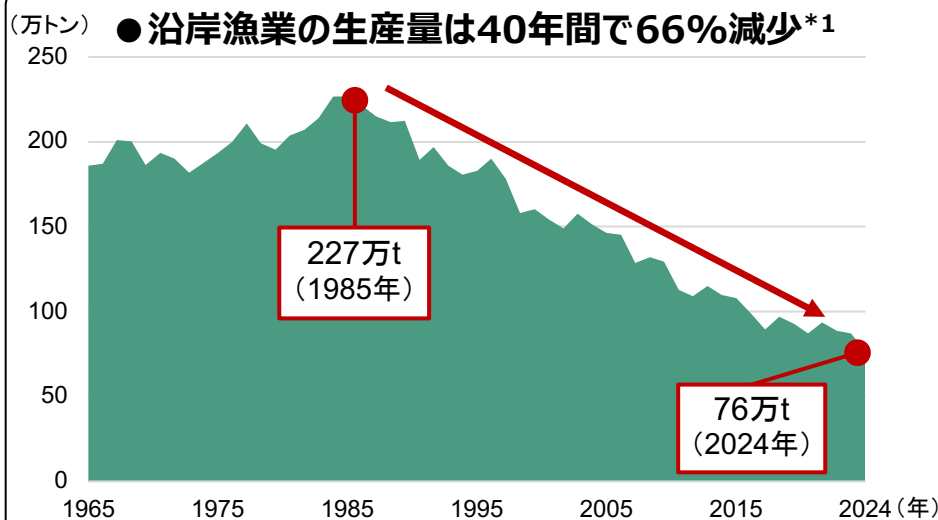
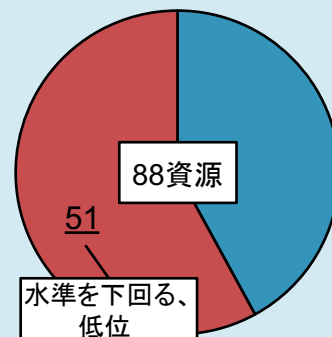
生物の再生産への悪影響

- 藻場・干潟の減少などによる**産卵場・生息場の減少**
- 水質の低下などによる**生息環境の悪化**
- 海水温の上昇による**生物の分布の変化、餌環境の悪化** 等

●水産資源の状態*3

88資源のうち51資源において、水準を下回る資源量、または資源水準が低位と評価されている。

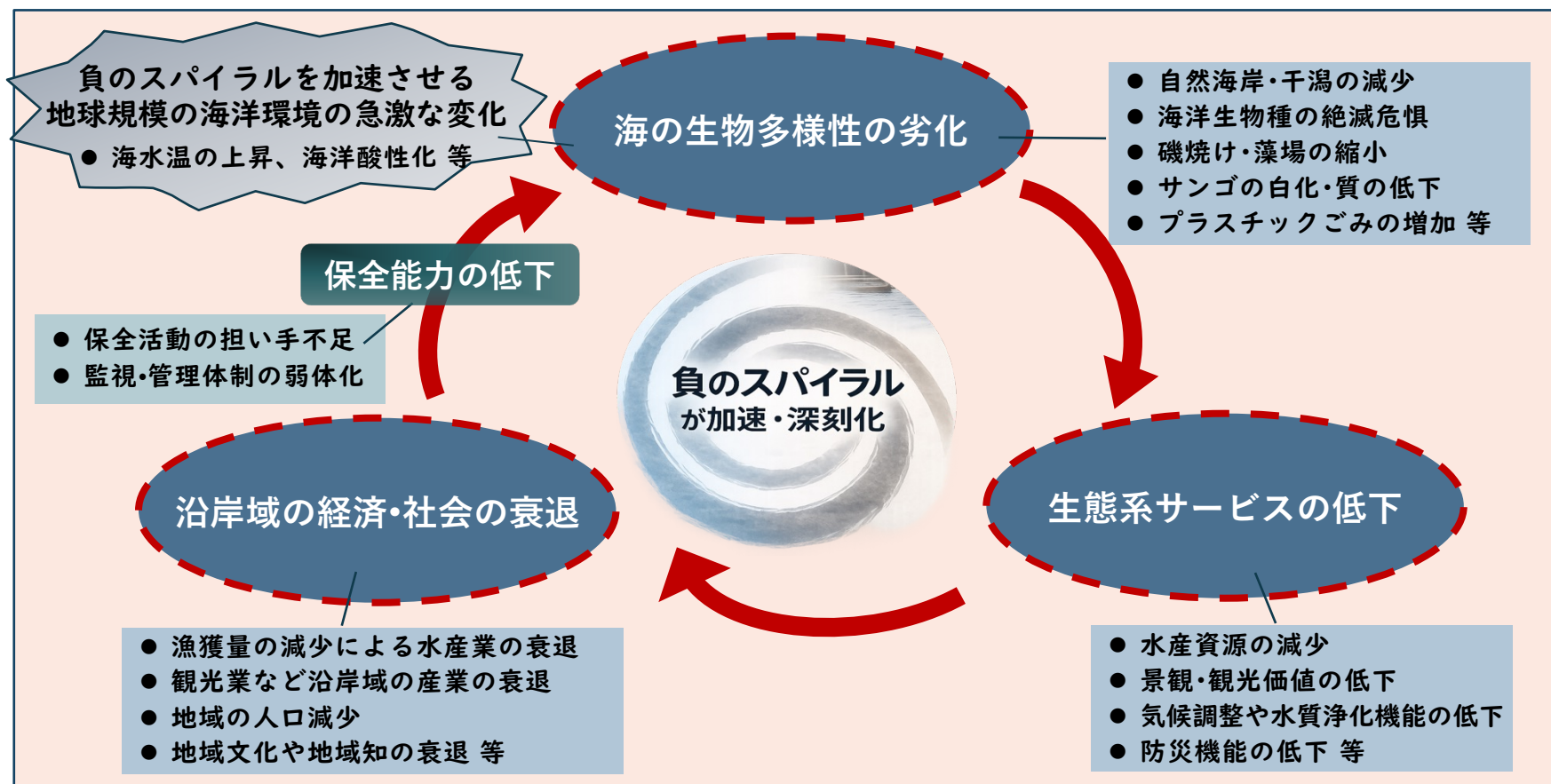
(また、海の生物多様性の指標となるデータが少ないことも課題としてあげられる。)



2. 沿岸域の社会生態学的危機 ～負のスパイラルの進行～

- 海の生物多様性は沿岸域の経済・社会を支える基盤であるが、**沿岸域の生物多様性の劣化と沿岸域の経済・社会の衰退の負のスパイラルの進行が懸念される。**
 - 地球規模の海洋環境の急激な変化が生じている中で、沿岸域に人が住み、人が積極的に関わり生態系の抵抗力・回復力・適応力を高めなければ、海の生物多様性の劣化と生態系サービスの低下が更に進む。

沿岸域の生物多様性の劣化と地域社会の衰退の負のスパイラル



3. 生物多様性の保全・回復による沿岸域の再生

- 沿岸域の経済・社会の再生に向けて、生物多様性がまだ高い海域を保全するとともに、生物多様性が劣化した海域については、回復が可能な場合にはその回復に向けた取組を行うことが必要である。
 - 特に生物の産卵場や仔稚魚の生育場となる藻場・干潟やサンゴ礁を始めとする生態学的・生物学的に重要な海域を保全することで、海洋環境の変化に対する生態系の抵抗力・回復力・適応力を高めることが必要である。

生物多様性の保全・回復による沿岸域の経済・社会の再生プロセス

生物多様性の保全・回復を行うことで、沿岸域の経済・社会が活性化し、関係者が更に保全・回復に取り組む活力が生まれる好循環を作る。

海の生物多様性の保全・回復

- 自然海岸・干潟・藻場・サンゴの保全・再生
- 多様な生態系と生物種の保全
- 海洋ごみの回収
- 水質の適正な管理 等

保全能力の向上

- 保全活動の担い手の確保
- 監視・管理体制の構築 等

地球規模の環境変化が進む中で、今のままの生態系を守るのではなく、生態系がもたらす経済的・社会的価値を守ることが重要。

変化への積極的な適応策を考え、新しい生態系サービスを持続可能に利用する経済・社会の仕組みを作る。

- 水産資源の保全・回復
- 景観・観光価値の保全・回復
- 気候調整や水質浄化機能の維持
- 防災機能の向上 等

沿岸域の経済・社会の再生 <次世代への継承>

- 持続可能な漁業・水産業の振興
- 観光・エコツーリズムの推進
- 雇用の創出、地域経済の循環
- 関係人口の増加、地域文化の継承 等

生態系サービスの維持・回復

・環境変化を把握する**モニタリング調査**

▶ **保全・回復の包括的な計画の策定・実施**

- 必要な場合には漁業や他の活動の適切な規制も含め、保全・回復の取組を行う。
- 保全・回復の取組を後押しする仕組みとして、自然共生サイトや海業等の制度の活用、企業の参画、新技術の活用、人材育成、情報共有の場作り、財源の確保等が重要。

4. 「沿岸域再生の将来像」の検討

- 生物多様性の高い海域を保全・回復することによって期待される効果は、多岐にわたる。**地域ごとに、どのような「沿岸域再生の将来像」を目指すのかを検討し、描くことが重要**である。
 - 生物多様性の保全・回復の取組による効果は、一部の産業だけではなく地域社会全体に及ぶものであり、**多様な関係者が協働して共通の目的の下で様々な取組を行うことで、取組のシナジー効果（単独での実施を上回る相乗効果）や地域社会全体が裨益する効果をもたらすことが期待される。**

自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の例

1. 自然資源の保全・活用による持続可能な発展を図る社会

- 生物多様性の高い地域における人工構造物の建築などは、代替手段・回避策を検討するなど、最小限に抑える。

2. 地域の担い手となる若者の参入促進

【地域振興】

- リモートワークやダブルワークなどで沿岸域の保全・回復や地域社会の再生に取り組む若者の参入を進めることができる。

3. 海洋環境の変化に対応した水産業の振興

【地域振興・食料安保】

- 生態系の保全・回復を図りながら、漁獲量の設定等による水産資源管理の取組を行うこと、変化する魚の分布に合わせて漁獲のあり方を見直すことなどにより、持続可能な水産業の振興を図る。

4. 自然資源を活用した観光・レジャー産業等の振興

- **自然資源の価値を磨く**ことで施設の豪華さではなく体験によって付加価値をつける。

【地域振興】

5. 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

- 自然の力を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）に重きを置くことで、生物多様性と防災の両立を図る。

6. 人類の生存を支える地球環境システムの維持

- 藻場・干潟などの沿岸の生態系は、気候調整や水質の浄化、食物連鎖等の人類及び地球上の生命の生存を支えるシステムの維持につながる。炭素を隔離・貯留するブルーカーボン生態系として、地球温暖化対策に貢献。

7. 再生可能エネルギーの推進と生物多様性の両立

- 適切な立地選定と環境影響評価の手順を踏まえて開発される洋上風力発電設備の周辺海域を保護区域として設定し、生物多様性の保全・回復を図る。

8. 地域文化の保全、国土保全や離島保全への貢献

【地域振興・安全保障】

- 沿岸域に人が暮らし続けることで、祭りや食文化、伝統文化の保全、安全保障的な観点での国土保全や離島保全にも貢献する。

9. 環境教育への貢献、国民へのレジャーや安らぎの空間の提供

10. 生物多様性の保全・回復と地域産業の振興を両立させた世界のモデルケースとなる

自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の例 (鹿児島県宇検村)

現状 before

2050年 after

浦内地区

中央部

阿室校区
久志校区

外海



5. 日本の海洋保護区の現状と課題

- 沿岸域の生物多様性の保全・回復を図り、沿岸域再生の将来像を実現するための効果的な手法として、保護区域の設定が挙げられる。
- 現在、日本の海域の13.3%が海洋保護区として位置付けられている。しかしながら、海洋保護区の根拠となる法律は、生物多様性の保全を直接の目的としていないことなどから、一部の優良事例を除くと、**現在の海洋保護区は、生物多様性の保全を適切に図るために、十分とはいえない。**
- 特定の自然環境、生物、水産有用種の保全にとどまらず、**生態系や生物種全体の保全・回復を目標として設定すること、保全の必要性が高い区域では漁業や他の活動の適切な規制の設定することも含めた取組を行うことにより、生態系サービスの回復を図ることが、沿岸域の再生を図る上で重要**である。

日本の海洋保護区の位置*1



海洋保護区別の面積等

面積の大きい海洋保護区

区域（制度）	区域指定目的	面積*2	割合*3
自然公園（自然公園法）	①自然景観の保護等	19,115km ²	0.42%
自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）		91地区	—
自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域（自然環境保全法）	②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等	227,834km ²	5.10%
鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）		661km ²	0.02%
生息地等保護区（種の保存法）		—	—
天然記念物（文化財保護法）		—	—
保護水面（水産資源保護法）	③水産動植物の保護培養及びその持続的な利用の確保、漁業生産力の発展等	28km ²	0.001%
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）		333,616km ²	7.46%
共同漁業権区域（漁業法）		87,200km ²	1.95%
都道府県・漁業者団体等による各種指定区域*4（漁業法、水産資源保護法、水産業協同組合法等）		—	—

*1 環境省「令和3年度第2回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」参考資料2 *2 環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」JP68「沿岸及び海域の保護地域」 *3 環境省「沖合域における海洋保護区の設定のあり方(とりまとめ)」(2018年)関連資料1「我が国の海洋保護区の設定状況」P2 表の数値を用いて算出 *4 牧野光琢「日本の海洋保全政策」P50 表5.1 採捕規制区域や自主的規制水域を指す

6. 質の高い海洋保護区・OECMにおいて目指す姿（5つの基準）

- 私達が考える生物多様性が保全されている海域とは、その海域が本来有する種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性が保たれており、自然要因や人的要因により変化する海洋環境・生態系の状態に対応する抵抗力・回復力・適応力を備えている状態である。
- 私達が考える質の高い海洋保護区・OECM は、このような生物多様性の保全・回復の実現に向けた体制・手法が明確であり、その効果が実証されている区域として、以下の5つの基準を満たすものとする。

1. 生態系や生物種の特徴・状態・課題が明確であり、生態学的・生物学的に重要な区域が特定され、適切に保全・回復の取組が行われていること

- 区域内の保全のあり方は一様ではなく、必要に応じて人間活動の影響を極力排除し厳正に保護を行う区域の設定や、持続可能な範囲で自然利用を行う区域などを適切に使い分けるゾーニングの考え方をを用いるべき。

2. 管理目標（生物多様性の保全・回復の目標）とその実現に向けた管理計画が策定・実施されていること

- 質の高い海洋保護区・OECMにおける管理目標は、特定の水産資源や生物種を増やすことのみならず、当該区域における重要な生物種とそれを取り巻く食物網や生態系ネットワーク全体を対象として保全・回復の目標を示すものである。また、生物多様性の保全・回復の取組によって生態系サービスの質と量を高めることを目指し、自然資源を生かした沿岸域の振興の将来像について地域の関係者で議論をすることが重要である。
- 海に流れ込む河川やその河川水に影響を与える陸域の活動の影響も考慮し、陸から流入する水質や栄養状態の改善など、陸域と海域の管理を一体的に行うことが大事である。
- 質の高い海洋保護区・OECMにおける生物多様性の保全・回復とは、環境変化に適応した形で生物多様性の価値（生物多様性及び生態系サービスの質及び量）を維持し、または回復に努めるものとするべきである。

*各基準の詳細は、レポート本体を参照

3. 研究者、地域住民、市民団体などの関係者の参加が図られていること

- 制度の管理者に加えて、研究者、漁業者、産業関係者、地域住民や市民団体、企業を始め、当該地域における生物多様性の保全・回復に関連・関心を有する幅広い者の参画と合意形成が重要である。
- また、地域の状況に応じて、沿岸域の生物多様性に影響を及ぼす陸域の関係者の参画を促すことも重要である。

4. 定期的なモニタリング調査を実施し、結果が公表されていること

- 市民科学の取組を推進することで、データ収集体制の不足を補い、より多くのデータを得ることが期待される。

5. モニタリング調査の結果を踏まえた順応的管理が行われていること

7. 沿岸域の再生に向けた質の高い海洋保護区・OECMの拡大目標

- ・ 自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の実現に向けて、地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施に取り組む地域を、30ヶ所作ることを目標とする。

- 日本の沿岸域の大半は既に海洋保護区と位置付けられているが、ここでの目標は、新たな取組を開始する地域、既にある取組の質を更に高めていく地域の両方を対象とする。

取組の概要（プロセス）

日本自然保護協会が、行政や他の団体と連携してこれらの取組を行う地域への支援を行う。（ネイチャーポジティブ自治体認証の活用）

市町村が中心となり、沿岸域のステークホルダーと連携して「沿岸域再生」に向けた取組を実施する。

1. 地域の生態系や生物種の特徴・状態・課題を把握し、生態学的・生物学的に重要な区域を特定する。
2. 自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」を検討し、その実現に向けた生物多様性の保全・回復の包括的な計画を策定・実施する。
3. 研究者、漁業者、地域住民、市民団体、企業などの沿岸域の保全に係るステークホルダーの参加を図る。
4. 定期的なモニタリング調査を実施し、結果を公表する。
5. 調査結果を踏まえた順応的管理を行う。

沿岸域再生の将来像の実現に向けて、海洋保護区・OECMの質を高めていく。



Phase 1

初めに複数のモデル事例を策定する

Phase 2

全国展開：取組地域を全国30ヶ所に作る

最終目標：日本の海域の30%が、質の高い海洋保護区・OECMとして保護され、自然資源を活用した「沿岸域再生」の取組が全国に広まる

- 地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施の先行事例として、**知床では、世界自然遺産地域への登録申請を契機に、科学委員会と地域連絡会議を設置して合意形成が進められた。**宮城県南三陸町では、町営の研究・教育施設である自然環境活用センターを設立し、同センターをハブとして地域内外の多様な主体との連携が進められた。

（参考）沿岸域の生物多様性に関する包括的な計画の策定事例

	取組の概要	取組の経緯
知床世界自然遺産地域の取組 (北海道)	● 国立公園などの複数の制度を重ね合わせることで、多様かつ特異な価値を有する自然環境の継承を図ろうとしている。地域における重要な生態系・生物種の特定が行われており、それらの多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことが目標とされている。 ● 海域管理計画や長期モニタリング計画を策定し、関係行政機関、調査研究機関、地元4漁協を含む関係団体等の連携協力のもと、保護管理措置等を推進している。 ● 知床世界自然遺産地域科学委員会を設置し、科学的評価結果に基づいた順応的管理に取り組んでいる。	● 世界自然遺産への登録申請を契機として、IUCNや世界遺産委員会からの指摘、勧告に対応すべく、科学的知見と地域参画を両立させるための「科学委員会」と「地域連絡会議」の設置され、この両輪による合意形成が行われた。 ● 乱開発を防止するためのトラスト運動を前身とする知床財団など現場実践力の高い組織が行政と連携し、透明性の高い運営と情報発信が積み重ねられた。
志津川湾 保全・活用計画 (宮城県南三陸町)	● ラムサール条約登録湿地「志津川湾」を中心とした南三陸沿岸域の恵みを将来にわたり享受し続けられるよう、漁業者、農林業者、商工・観光業者、市民活動、研究者らの関係者による議論を経て、保全・活用計画を策定。 ● 町営の南三陸町自然環境活用センターを設置して、南三陸・志津川湾をフィールドとした調査・研究・教育・普及活動を展開している。 ● 保全・活用上の課題・問題点を明らかにした上で、分野ごとに、達成項目と評価指標を定め、計画を作成して、モニタリング評価を行っている。	● 生態系の研究者と行政との連携により、2000年に基礎科学研究と教育活動を展開する町営の施設である南三陸町自然環境活用センターを設立。 ● 東日本大震災後、南三陸町は復興と環境保全の両立を目指した。カキ養殖のASC、南三陸杉のFSCの国際認証を取得している。 ● センター研究員によるファシリテーターの役割が大きく、地域内外の連携が進む。

- 三重県尾鷲市は、地域のネイチャーポジティブ実現を目指し、日本自然保護協会とともに陸域の生物多様性評価を先行して進めている。沿岸域についても、生態系や生物種の特徴・状態・課題を把握し、生態学的・生物学的に重要な区域を特定するためのヒアリング調査を実施中である。

尾鷲市沿岸域の生態系の特徴・状態・課題の把握プロセス（概要）

ヒアリング対象生物分類群・生物種

以下の対象生物分類群・生物種の専門家にヒアリングを実施

藻類・海草	魚類	底生生物	哺乳類（鯨類）	爬虫類（ウミガメ）	海鳥
-------	----	------	---------	-----------	----

1. 沿岸域の利用状況と該当区域の確認

- ☐ 漁業（漁業種類）
 ☐ レジャー（ダイビング、釣り、海水浴、他）
 ☐ 観光
 ☐ 開発（港湾、埋立、風力発電、他）
 ☐ 教育・研究（生物観察会、環境教育、大学・研究機関等による研究、他）
 ☐ その他

2. 重要な生態系タイプと該当区域の確認

- ☐ 藻場
 ☐ 干潟
 ☐ 砂浜
 ☐ 岩礁
 ☐ その他

3. 重要種・代表種の確認

- ☐ 絶滅危惧種
 ☐ 希少種
 ☐ 固有種
 ☐ 代表種

4. 重要な生態系の機能を持つ場所の確認

- ☐ 産卵・繁殖
 ☐ 育成（ナースリー）
 ☐ 摂餌
 ☐ 回遊経路
 ☐ その他

5. 保全・回復の課題の特定

- ☐ 環境変化（水温上昇、藻場衰退、他）
 ☐ 開発（砂浜消失、沿岸改変、他）
 ☐ 陸域由来の影響（水質、栄養塩、他）
 ☐ 産業活動等（工業、漁業、観光、レジャー、他）
 ☐ その他

イラストにより沿岸域の生態系の全体像を示すマップの作成を検討

生態系全体の特徴・状態・課題を把握し、生態学的・生物学的に重要な区域を特定する

8. 質の高い海洋保護区・OECMの拡大に必要な体制・取組

(1) 国の体制・取組

背景・課題

- ・ 離島・半島や沿岸域のコミュニティを維持していくことが社会的課題として挙げられる中、**生物多様性の保全・回復は、沿岸域の経済・社会の再生を図るための重要な要素**である。
- ・ また、日本は歴史的に長く海と関わりを持ち、海に関わる様々な制度が発達してきた経緯があり、様々な省庁による規制・制度を重ね合わせることで、生物多様性の保全・回復を図ろうとしている。こうした日本の特徴を生かしながら生物多様性の保全・回復の取組を強化するためには、**生物多様性の保全・回復に向けた包括的な方針を定めてその実行をリードする司令塔の役割が必要**である。

政策提言

国の体制・取組

- ① **生物多様性の保全・回復が沿岸域の経済・社会の再生の重要な要素であることを、国全体の重要政策として位置付ける。**
- ② 内閣府総合海洋政策推進事務局が各府省と連携して実施を担う「**海洋開発等重点戦略**」における**重要ミッションを進める前提として、海の生物多様性の保全・回復の推進（質の高い海洋保護区・OECMの拡大、沿岸域の総合的管理計画の策定推進等）を掲げる。**
 - 海洋開発を実施する際には、海の生態系のマッピングと海域の利用を重ねあわせながら、生物多様性の保全と開発の両立を図るべきである。
- ③ 海の生物多様性の保全・回復を推進する司令塔として、**内閣府総合海洋政策推進事務局の体制を強化し、環境省から専任の参事官を派遣する。**

- ④ 環境省は、2011年に日本周辺海域における「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出した。その後、海洋環境の変化によって生物多様性の状態も変化していること、生態系の調査に関する技術も新しくなっていることに鑑み、「**生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）をアップデートする。**
- EBSAのアップデートは、OBIS（海洋生物多様性情報収集システム）、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）等に集約される情報から集計し、随時更新することが考えられる。
 - 民間にて、海の生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA: Key Biodiversity Areas）の更新を行うことも考えられる。

（参考）生物多様性の保全に係る国の主な方針・施策の抜粋

海洋基本計画（令和5年4月 閣議決定）

第1部 海洋政策のあり方 3-2.「持続可能な海洋の構築」の基本的な方針

(2) 海洋環境の保全・再生・維持

イ 豊かな海づくりの推進

我が国は海洋との共生を原点とする海洋国家として、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、古くから高い生産性と生物多様性を持続的に維持している「里海」を形成してきている。こうした地域に蓄積された知識も活かしつつ、損なわれた沿岸生態系の再生、閉鎖性海域における水質等の保全に加え、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用、里海の保全と利活用の好循環形成等も考慮した豊かな海づくりを推進していく。

また、（略）PDCAサイクルを活用した順応的管理を推進していく。

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

沿岸域の海洋環境の保全・再生・維持、自然災害への対応、地域住民の利便性向上等を図る観点から、関係者の理解と協働に基づき、気候変動による将来変化の予測も含めた防護・利用・環境保全のバランスを勘案した上で、**陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を展開していく。**

3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針 (3) 海洋におけるDXの推進

イ データの共有・利活用の促進

（略）**海洋データの共有を通じて、我が国独自の海洋空間計画の手法を確立する。**（略）日本各地で行われてきている再エネ海域利用法等の定める促進区域等での取組等を海洋空間計画の一形態として適切に位置付ける。（略）複合的な海域利用をより適切かつ効果的に推進するための取組を進める。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 4. 海洋環境の保全・再生・維持 (1) 海洋環境の保全等

ア 生物多様性の確保等の推進 ① **海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進**

○ 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、（略）2030年までに管轄権内水域の30%を適切に保全・管理することを目的として、海洋保護区やOECMの設定を推進する。

○ 沿岸域では、国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させるなど、保護地域の拡充を目指すほか、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定することなどを通じて、管理の充実を推進する。さらに、「国連生態系回復の10年」を踏まえ、劣化したサンゴ礁、藻場等の回復を推進することで、**生物多様性の保全に資する地域の拡大と質の向上を図る。**

生物多様性国家戦略（令和5年3月 閣議決定）

第1部 戦略 第2章 本戦略の目指す姿（2025年以降） 第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ① **豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会**：それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。
- ② **自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会**：生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。
- ③ **生物多様性の主流化による変革がなされた社会**：生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人一人の行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会。

今後の里海づくりのあり方に関する提言（令和7年3月 今後の里海づくりのあり方検討会）

3. 今後の里海づくりのあり方に関する提言 環境省が目指すべき「里海づくり」の理念と指針

（略）**開発、汚染、生物多様性の危機、さらには気候変動による海域環境の変化に直面している現在、科学的知見に基づく藻場・干潟等の海域環境の保全等と地域資源の適切な利活用の取組を加速し、それが海域環境の良好な状態の維持につながるという好循環を形成する「里海づくり」を推進すべきである。保全等と利活用を同時に実施することで、資金等を確保し、それを原資に人手等が確保され、保全等がさらに加速されるという好循環を生み出し、持続可能な取組の実現が可能になる。**また、沿岸域では人口減少に伴う過疎化、さらには人と海のつながりの希薄化により、海に対する人手の加え方が変わってきたことも良好な海域環境の維持を困難にしている。そのため、これまで以上に広範で多様な主体の参加と、必要に応じて地域外の連携も視野に入れた里海づくりを、複数年度にわたって継続して取り組んでいくことが求められる。さらに、里海づくりは、民間等の取組促進を通じて、生物多様性の保全や地域資源を活用した地域活性化のみならず、森里川海の連環の再生、資源循環、ブルーカーボン等の脱炭素、海洋教育などへ統合的にアプローチするものであり、これにより生物多様性や生物生産性の減少、過疎化や少子高齢化、人と自然の関わり方の減少などの地域における環境・経済・社会課題の同時解決を目指すことが可能な取組である。

農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定 農林水産省）

IV. テーマ別方針 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する 3) 水産業

② 生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

漁場の整備については、**水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間（水産生物を中心に物質循環を含めた生息環境）を創出する整備を推進する。**

⑤ 海洋保護区等の設定・運用

海洋保護区は、上記の定義からも明らかなように、必ずしも人間活動を禁止する区域を意味するものではなく、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保全しながら、これを持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の普及啓発を図っていく。

水産基本計画（令和4年3月 閣議決定）

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進 (2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、**海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。**

海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（令和2年11月 農林水産省・国土交通省告示第1号）

海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきている。

（略）環境・利用面では海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中においても、**海岸は、大規模な津波、台風等による高潮等に備え、防災・減災対策により災害に対する安全性を確保し、良好な海岸環境の整備と保全が図られ、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。**

(2) 地方自治体の体制・取組

背景・課題

- ・ 生物多様性の保全・回復により期待される効果は多岐にわたるものであり、**幅広い関係者との協働によって海洋空間計画または総合的沿岸域管理の計画を策定**し、今ある制度を組み合わせながら施策の相乗効果を計画することが望ましい。
 - 多くの地域において、人口の縮小や産業の縮小による地域社会の衰退によって、全てのコミュニティや設備をこれまで通り維持することは、困難な現実と直面しつつある。**沿岸域の中で、生物多様性のまだ高い海域や回復が可能な海域でどのような取組を行い、環境への影響を最小限にしながら、どの区域で開発行為や経済活動を促すなど、沿岸域の空間利用のあり方を見直す**ことが必要である。
 - その際には、海に流れ込む河川やその河川水に影響を与える陸域の活動の影響も考慮する必要があり、漁業者に加えて森・川・海の関係者、市民、企業なども参加した**集水域及び沿岸域の管理の取組など、陸と海のつながりを踏まえた総合的な計画を定めることが重要**である。

政策提言

地方自治体の体制・取組

- ⑤ 国や都道府県との連携の下で、沿岸域の**市町村において、包括的な視点で沿岸域の生物多様性の保全・回復の計画（総合的沿岸域管理の計画）を地域の関係者と協働で策定・実施する部署・担当者**を設ける。
 - 包括的な計画の策定は、企画や総合政策等の部局の下で行うことが望ましい。市町村においてこれらの取組を行う体制を強化するため、県庁OBの活用、地方創生人材支援制度の活用、地域おこし協力隊の活用、環境団体との連携などが考えられる。
 - 市町村における取組を支援するため、環境省や環境団体が主体となり、沿岸域の生物多様性の保全・回復に係る研修やガイドラインの策定等の支援を行う。

(3) 保全・回復を行う現場の取組の支援

背景・課題

- 沿岸域の多くの地域では、海の生物多様性の**保全・回復活動を行う人材の深刻な不足、科学的知見やノウハウの不足が生じている。**
- 自然資源を活用した地域の将来像を描き、地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施に取り組む上では、**地域の幅広い関係者が参加可能な議論の場を作り、信頼関係を築くことができるファシリテーターの役割が重要**である。
- また、生物多様性の保全・回復を図るためには、**急速に進む海洋環境の変化と生物多様性の状態把握の強化が必要**であり、**モニタリング調査及びその後の保全・回復活動を継続的に行うための体制構築・技術開発・支援が重要**である。

政策提言

ファシリテーターの育成

- ⑥ ファシリテーターは、行政の職員に限らず、地域住民、漁業者・漁業者団体、環境団体などが担うことも考えられるが、**環境省や水産庁、NGOによるファシリテーターに対する研修や能力向上のための機会の提供が必須**である。
- 生物多様性の保全・回復に向けた先進的な活動を行っている地域には、カリスマ的な人物がリーダーシップを発揮している場合が多い。
 - 生物多様性の保全・回復に向けて取り組もうとする者への継続的な研修機会の提供や情報交換の場作りを行うことで、**地域の将来を担う人材を育成する**ことが重要である。
 - ファシリテーターの役割として、情報・プロセスをかみ砕いて漁業者に伝えることや、質の高い海洋保護区がどのように地域にプラスになるのかを実例として見せることが重要である。

科学的調査に必要な研究者の育成

- ⑦ 生態系や生物種の特徴と状態を科学的調査によって明確にするためには、それに関わる**研究者の育成**が必要である。

科学的なモニタリング調査に必要な体制構築と技術開発

- ⑧ 海域の特徴に応じた**モニタリング調査の手法**として想定される内容をリスト化し、その地域に**合致するものを選ぶように**できるとよい。
- ⑨ **モニタリング調査の具体的な実施方法について、保全対象の生態系や指標種に応じたガイドラインを作成する。**
 - モニタリング調査は、保全活動の事前・事後の比較に加えて、対照区を設けて調査を行うことによって、保全活動の効果を検証することが大事である。
 - モニタリング調査により得たデータの提供には、ルールが必要である。また、収集したデータは、国が中心となって散在しているデータを収集・分析し、情報の共有・公表の仕組みを構築することも重要である。
- ⑩ 簡易かつ継続性をもって**モニタリング調査を実施するための技術開発に力を入れる**ことも重要である。
 - 例：環境DNA調査、AUV（自立型無人潜水機）やROV（遠隔操作型無人潜水機）を用いた映像によるモニタリング調査、定置網に設置するセンサーからのデータ収集など。
- ⑪ **関係省庁・機関の連携により、広域の海洋環境のモニタリング調査を行い、データの共有を図るための体制（連絡会議）を作る。**
 - 例：水産研究・教育機構（FRA）が水産資源の調査・評価を行う際に、海洋環境のモニタリングを併せて実施し、海洋研究開発機構（JAMSTEC）との相互のデータの共有を行う。

保全・回復活動を行う者への支援

- ⑫ 海域の特徴に応じた**保全・回復活動**として想定される内容をリスト化し、その地域に合致するものを選ぶようにできるとよい。
- ⑬ **保全・回復活動の具体的な実施方法について、保全対象の生態系や指標種に応じたガイドラインを作成する。**
 - 水産多面的機能発揮対策事業の取組の中に、海の再生を位置付けることや、ガイドライン・事例において取り上げることが考えられる。
- ⑭ **漁業振興予算などの関連予算も活用しながら、研修を受講することを要件として、モニタリング調査や保全・回復活動を行う者への日当の支払いを行うことが考えられる。**
 - 漁業者への研修は、漁協の指導事業活動の一環として行うことが考えられる。
 - 日本自然保護協会が登録する自然観察指導員をはじめとする地域住民がモニタリング調査や保全・回復活動を行うことが考えられる。

順応的管理を促す仕組みの構築

- ・ 順応的管理が効果的に機能するためには、モニタリングデータがどの施策に結びついて、評価結果がどうなったときにどのように施策に反映するのかについて、あらかじめ議論をし、合意されていることが望ましい。
- ⑮ 「生態系がこのような状態であれば質が高い」というような**基準や評価のガイドラインを示す**ことが重要である。併せて、**順応的管理を実施する上でのメニュー（活動項目）を整理**することで、関係者の取組を促すとともに、**国が相談にのる支援体制**があるとよい。
- ⑯ 環境団体が中心となって**各都道府県の生物多様性保全の状態を評価し、その結果を公表**することで、関係者の取組を促すことも考えられる。

漁業者・市民をはじめとする沿岸域の関係者への提言

沿岸域の関係者に期待される役割

- ・ 日本では、古くから地域社会において人と自然が共存しながら海の環境を守る取組が行われてきた。生物多様性の保全・回復を図るためには、こうした地域社会に伝わる伝統知・技術を活かすとともに、沿岸域の幅広い関係者の参画と合意形成が重要である。
- ⑰ 沿岸域の主要なステークホルダーである**漁業者には、藻場・干潟の保全・回復に向けた取組、水産資源の持続的な利用など、海の守人（海の環境を守る人）としての役割が期待される。**これらの取組は漁業・水産業の振興につながるものであるとともに、**社会全体でもこれらの取組を支援することが重要**である。
- ⑱ 漁業者に加えて、市民・市民団体をはじめとする**沿岸域の関係者には、沿岸域再生の将来像の検討への参画、保全やモニタリング活動への協力が期待される。**

企業への提言

企業に期待される役割

- ⑲ 沿岸域の生物多様性の恵みを享受する地域経済の一員として、**企業・金融機関が生物多様性の保全・回復の取組に参画、または取組を支援することが期待される。**企業・金融機関による取組の例として、以下のようなものが考えられる。
 - 沿岸域再生の将来像を描き、地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施について議論する地域協議会への参画
 - 保全やモニタリング活動への協力
 - 企業版ふるさと納税の活用や、保全・回復活動とタイアップした商品の開発
 - 生物多様性の保全・回復の取組、モニタリング調査の技術開発等への投資 など

(4) 財源の検討

背景・課題

- 海の生物多様性の保全・回復活動を継続するためには、人件費、人材の育成や科学的調査に係る費用、活動経費等の財政的裏付けが必要となる。
- 海の生物多様性の保全の効果は国全体に及ぶものであり、沿岸地域の再生に不可欠なものであることから、**海の生物多様性の保全・回復に取り組む者への公的支援を強化することが必要**。

政策提言

財源の検討

- ②〇 海の生物多様性の保全・回復活動への支援を強化するための**財源や活動を運営するためのファイナンスメカニズムの検討が必要**である。
- 海の生物多様性は、沿岸域の経済・社会を支える基盤であることはもとより、気候調整や水質の浄化等の人類の生存の基盤システムを支える上で不可欠である。こうした海の公益的機能を維持するために、海洋環境税を新設し国または地方自治体が徴収することが考えられる。
 - また、地方自治体の体制強化を支援するため、地方交付税の算定指標に海洋保護区の管理面積を追加するなど、生物多様性の保全・回復に係る地方財政措置の充実を図ることが考えられる。
 - 併せて民間資金の活用についても検討すべきであり、ブルーカーボンのクレジット制度の適切な活用や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の進展による企業による生物多様性保全活動への投資の促進、地方自治体と企業の連携による生物多様性保全に貢献する商品開発等が考えられ、生物多様性の保全活動が企業の収益や価値の向上につながる仕組みを構築できるとよい。

參考資料

陸と海のつながりを知る

川が海に運ぶのは水だけじゃない

海から立ち昇った水蒸気が雲となり、陸地に雨を降らす。雨は川や地下水となり、最終的に海へ流れる。川が運ぶのは水だけでなく、土砂や栄養、汚れやごみも一緒に流れていく。「沿岸の海の環境は陸地の影響を強く受けます。川から運ばれる砂が減れば砂浜は痩せますし、海の豊かさの一部は川からの栄養によって支えられています。そして、私たちが暮らしの中で水に流しているものすべてを海が最終的に受け止めています」地域によってつながりかたもさまざま。ここではその一部をみてみよう。

森林部 (写真: NAOS-J)

豊かな森林は雨水を涵養し、洪水を防ぐ役割も持っている。森が受け止めきれない量の雨が降ると谷が抜け、土砂が大量に川へと流れ込むことも

砂防ダム

山間部の川には多くの砂防ダムや治山ダムが作られている。土砂災害や洪水を防ぐ目的がある一方、生きものの行き来や、下流への土砂や栄養の供給を阻害してしまう問題がある



都市化

沿岸域の浅い海は埋め立てやすく、土地として利用されると同時に、本来の沿岸の自然環境は失われる

地下水と海底湧水

沖縄の石灰岩台地などでは雨水が染み込み地下水ができる。それが海岸部や岸近くの浅い海底から染み出すと湧水となり、周囲に栄養塩を供給したり水温を調節したりする。写真は奄美大島の海底地下水湧出がある地点で見られる海底の砂山

干潟

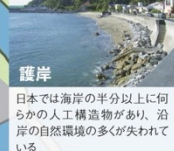
満潮時は水没し、干潮時は露出を繰り返す砂や泥の浅場。表面や砂泥の中が、カニや二枚貝など小さな生きものの家となる



砂浜

(写真: NAOS-J)

砂浜の砂は、山から川で運ばれたもの。海辺の崖が波風で割れたものなど由来はさまざま。写真は砂浜も残る、愛知県の表浜海岸



護岸

日本では海岸の半分以上に何らかの人工構造物があり、沿岸の自然環境の多くが失われている



港湾部

海運流通の拠点となる港湾。埋め立てなどで人工的な海岸環境になる。またタンカーや貨物船に紛れたり付着して生物が運ばれ、海の外来種問題を起こすこともある



海藻藻場

海藻が海底に根や地下茎を張ることで安定した環境となり、多くの生きものの餌場やすみかとなる

海のゆりかごである海藻藻場・干潟

「沖縄の浅海域の海藻藻場や干潟は、魚やイカの産卵場や、稚魚が育つ“ゆりかご”的な場です。また、二枚貝が水を吸って濾し取ったりすることで水質浄化され、海藻類の成長が二酸化炭素の固定につながるなどの大切な役割があります」と鹿谷さん。海藻藻場や干潟は沿岸域の貴重な生態系であり、重要な機能を持つにも関わらず、多くが埋め立てで失われている。

私たちに身近な沿岸域を知る

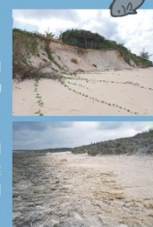
陸地と接する海、沿岸域とは？

「沿岸域は海全体で見ると、とても小さく限られた貴重な場所です。そこは砂浜や磯、干潟、藻場など多様な環境があり、それぞれに異なる生態系が存在して、バラエティに富んだ生きものがすんでいます。大きくても割と様な環境である沖合に比べると、海の中でも特に生物多様性の豊かなユニークな場所と言えるでしょう。手に届く範囲にあって多様な生きものがいる沿岸域は、だからこそ人間が一番利用している場所であり、人間が最も変えてしまった場所なのです」



磯場

岩礁に海藻類が生える磯場は、潮だまりの観察が楽しい場所。しかし常に波の力を受け、少しずつ形を変えている



(上) 砂丘が大波に削られた痕。(下) 砂が削られ岩盤が見えた砂浜

海は常に動いている

海水に洗われる海辺の環境はダイナミック(動的)なものの。長年、同じように見える場所でも、常に動きがあるものだと鹿谷さんは言う。「多くの砂浜では、砂の流入量と流出量のバランスを保ちながら同じような形を保っています。砂浜そのものに手をつけなくても、例えば堤防などで砂の流入を妨げようと砂浜は痩せてしまいます」

潮間帯を観察しよう

潮間帯とは潮の干満によって干出と水没を繰り返す帯状の海域。「ある時間は空気や直射日光にさらされ、ある時間は海水に浸かる。これを1日に2度繰り返す環境を想像してみてください。完全に陸生のはずめませんし、完全に水中生活の生きものもはずめません。潮間帯の生きものは、さまざまな特殊能力で干出と水没に耐えているわけです。そんなユニークな生きものを、ぜひ磯場や干潟で観察してみてくださいね」



(写真: NAOS-J)

潮間帯は、変化の大きな環境に多様な生きものがすむ。「このナマコやヒトデ、カニは数時間干上がっても生きていて、まるで水陸両用。すごい能力だと思いませんか?」彼らの特殊能力に着目して観察してみよう!

熱帯の沿岸域を代表するサンゴ礁



熱帯の沿岸は通常、サンゴ礁の浅い海に取り囲まれている。サンゴ礁は暖かい海の多様な生きものが暮らす生活の場となり、私たち人間社会にも多くの恵みを与えている。「サンゴ礁は人間が食べものを得る場としてだけでなく、防災の役割としても重要です。沖縄では台風で高波がきてもサンゴ礁の浅い海が緩衝帯となって波の高さを収めてくれます。ところがサンゴ礁の際まで埋め立ててしまうと高波がそのまま押し寄せますから、これを防ぐにはものすごく大きな防波堤を作らなければなりません」と鹿谷さん。

豊かな海の生態系の例

サンゴと褐虫藻が多様な生きものを育む

栄養の乏しい沖縄の海では、サンゴの老廃物が、サンゴの体内に共生する植物プランクトン（褐虫藻）に必要な栄養分となる。そしてサンゴは、共生する褐虫藻が光合成して作る糖を主食に成長し、食べきれない糖を粘液にして外に出す。これがエビやカニなど小さな生きものの食べものとなる。また、成長したサンゴの隙間や複雑な地形は、生きものたちの隠れ場所となる。



沖縄の海の豊かさとは？

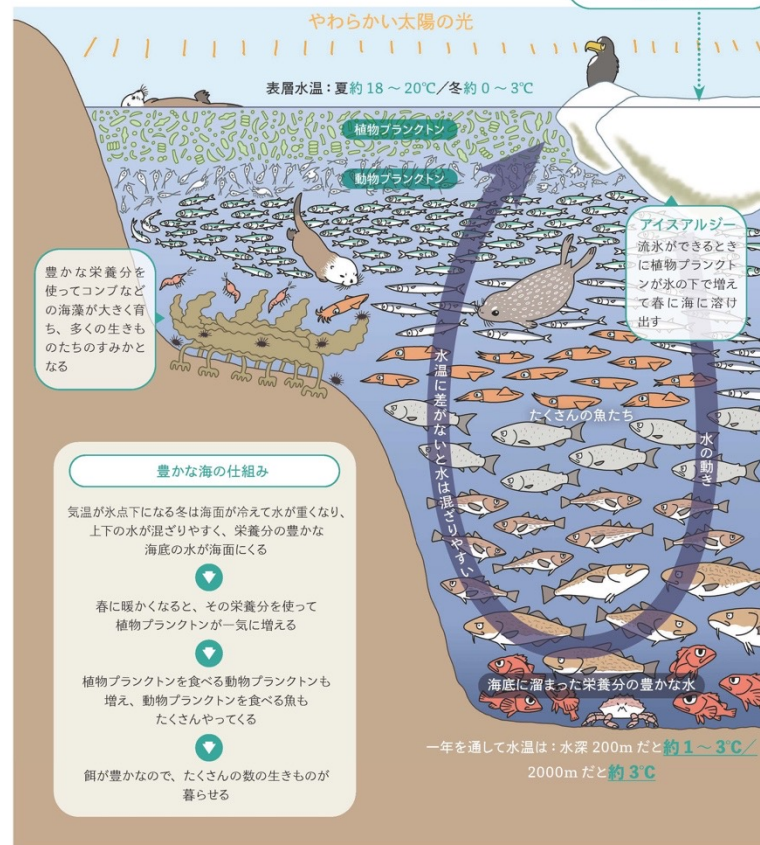
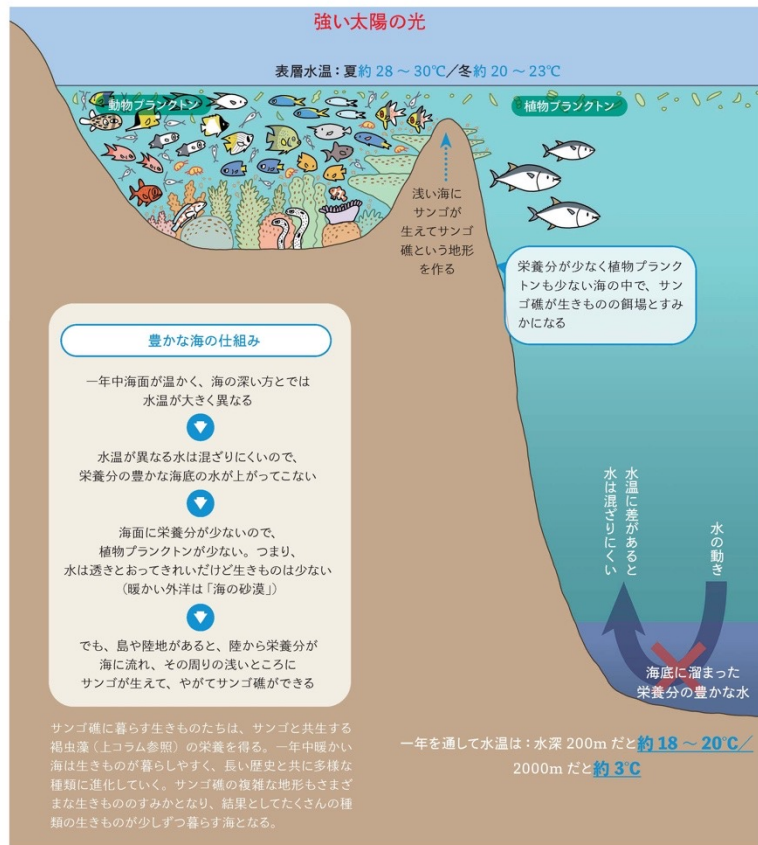
サンゴが作るサンゴ礁のおかげで
生きものの種類が多い
＝生物多様性が高いという豊かさ
●●●●●●●●●●

北海道の海の豊かさとは？

水中に栄養分が
たくさんあって生きものが多い
＝生産性が高いという豊かさ
●●●●●●●●●●

ひと口に海と言っても 北と南ではこれだけ違う

広く一様に見える海も、生態系の成り立ちは地域によってさまざま。海底に溜まった栄養が循環することで生産性が高い北海道の海と、サンゴ礁を基盤として生物の種の多様性が高い沖縄の海を例に、それぞれ異なる「豊かさ」を持つ海を紹介しよう。

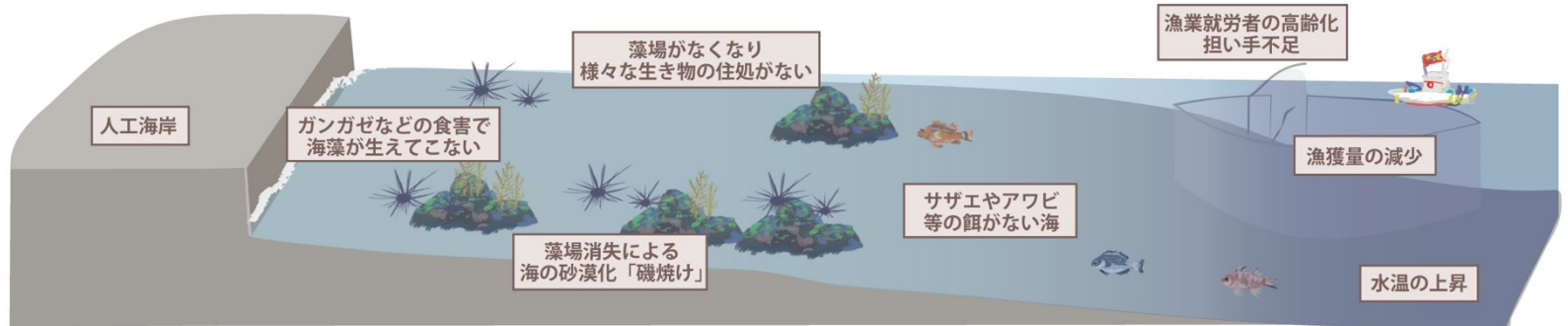


豊かな海の成り立ちを知る

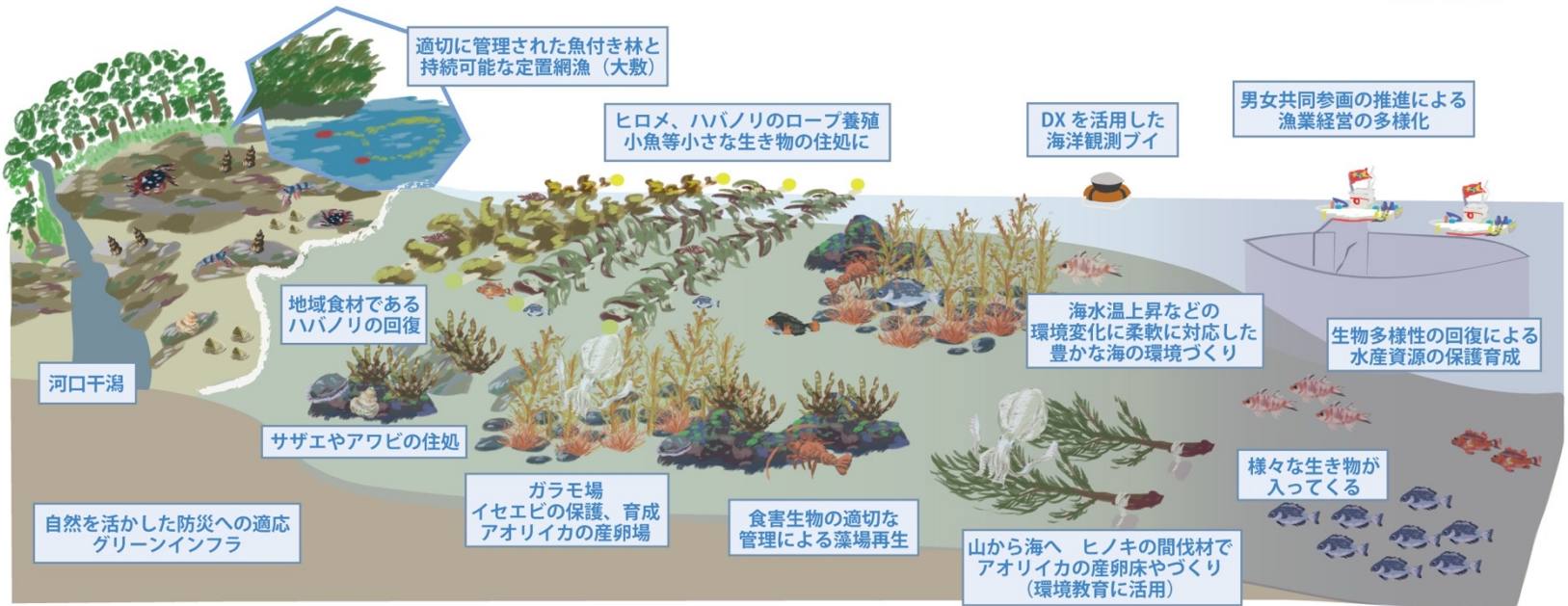
※しかたに自然案内2021～2022の図を一部変更して使用

自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の例 (三重県尾鷲市)

2020 年
before



2050 年：
人と自然との
共生社会
after



2050年の目指す姿「海」(尾鷲市が目指す22世紀のサステナブルシティのあり方)(三重県尾鷲市)

制度や施策を組み合わせることにより期待される相乗効果の例

自然資源を活用した防災×経済対策

- 自然資源を活用した防災を整備に予算をつけることで、**生物多様性の保全、防災効果、整備事業による経済対策の効果**を得る。

生物多様性保全×レジャー・スポーツ

- 生物多様性の保全を図る区域で、**保全と両立する形で、ダイビングなどのレジャーや、マリンスポーツを振興する。**

生物多様性保全×文化の保全×観光

- 生物多様性の保全を図る区域で、地域の伝統的な海に関連する**祭りや食文化を保全し、観光**にもつなげる。

生物多様性保全×教育×担い手育成

- 若者が生物多様性の**保全活動**に参加することで、**環境教育**への貢献、地域の**担い手育成**としての役割も果たす。

施設の有効活用×(教育・保全・観光)

- 例えば、**使われていない漁港施設や用地を活用し、自然観察ができる磯の再生**、保全活動により資源回復した魚介類を提供する食堂の設置を行い、**観光**にもつなげる。

洋上風力発電×生態系保全×漁業振興

- 洋上風力発電設備の周辺を仔稚魚のナースリーグラウンドとして整備するとともに、漁業者が発電設備のメンテナンスに従事して収入を得ることで、**再エネの推進、保全、漁業振興**に貢献する。

生態系保全（海ごみ回収）×国境監視

- 離島など無居住化する沿岸域で、例えば**海ごみの回収などの生態系保全の取組**を定期的実施することで、**国境の監視**に貢献する。

相乗効果の生じる取組を行いやすくするために、公物の目的外利用の柔軟な運用をはじめ、施策の見直しを進めていくことが考えられる。

沿岸域の自然共生サイトの現状

- 自然共生サイトは、地方公共団体・民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度。活動実施区域の生物多様性の状況、土地利用の変遷、周辺環境、実施区域の課題を明らかにした上で、生物多様性の価値を高めるための活動の計画とその効果を把握するためのモニタリング調査の実施と公表を行う。自然共生サイトのうち、海洋保護区に該当する区域を除いた区域が、OECMとして登録される。
- 自然共生サイトの認定基準では、**概ね私達が考える質の高い海洋保護区・OECMの基準（後述）が取り入れられているが**、藻場、干潟等の特定の生態系の保全に特化した活動が多く、**当該区域における生態系の包括的な保全・回復の効果は限定的**な場合が多い。

自然共生サイトの評価(概要)

(1)生態系や生物種の特徴・状態・課題が明確。生態学的・生物学的に重要な区域が特定され、保全・回復の取組を実施	(2)生物多様性の保全・回復の目標とその実現に向けた管理計画が策定され、実施	(3)研究者、地域住民、市民団体などの関係者の参加	(4)定期的なモニタリング調査の実施。結果の公表	(5)モニタリング調査の結果を踏まえた順応的管理
生物多様性の価値の増進のための活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されており、実施区域が生物多様性の価値を有すること、活動の内容が生物多様性の維持・回復・創出に相当程度寄与することが認定の要件とされている		一部の事例を除いて、関係者の参加は多くない	概ね5年に1度のモニタリング実施、もしくは自治体のレッドリスト評価における調査、またはモニタリングサイト1000調査等が求められている - 調査結果は生物多様性見える化マップに公開	

自然共生サイトにおける生物多様性の価値基準

価値1 重要地域	価値2 原生的な生態系	価値3 里地里山
公的機関により生物多様性保全の重要性が認められている【生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）等】	原生的な自然生態系が存する	従来のくらし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然【里海など】
価値4 生態系サービスを提供する健全な生態系	価値5 伝統文化	価値6 希少種
生態系サービスの提供の場であって、在来種を中心とした動植物種からなる健全な生態系が存する	伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の提供の場	希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
価値7 限定種	価値8 生活史	価値9 緩衝、連続性・連結性
分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生存している場又は生育生息の可能性が高い場	越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場	既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場

沿岸域の自然共生サイト*1（2026年6月現在28箇所）

：EBSAに設定されているサイト

名称（地域）	生態系タイプ				活動 タイプ*2	生物多様性の価値									面積 (ha)
	砂浜	藻場 岩礁	干潟 マングローブ林	サンゴ礁		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
あおもり駅前ビーチで里海づくり（青森県青森市）		○	○						○		○				0.4
江の島里海保全サイト（神奈川県藤沢市）		○		○	維持										56.0
御前崎港 久々生海岸（静岡県御前崎市）		○			維持			○	○		○		○		9.4
吉崎海岸自然共生サイト（三重四日市市）	○				維持				○		○				4.7
関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト （大阪府泉佐野市、泉南郡田尻町、泉南市）		○				○			○				○		82.0
阪南セブンの海の森（大阪府阪南市）	○	○						○	○				○		40.2
須磨海岸「Suma豊かな海プロジェクト」（兵庫県神戸市）	○	○	○		維持	○		○	○		○		○		60.0
いきもの育む兵庫運河（兵庫県神戸市）	○	○	○		維持				○		○				13.3
海岸生物の王国“相生湾”（兵庫県相生市）	○		○			○		○	○		○	○			18.0
南紀田辺 新庄の里海（和歌山県田辺市）		○	○			○			○		○				31.7
胸上浜（岡山県玉野市）		○			回復	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.8
瀬戸内市邑久町 牡蠣の恵みと未来の海へ（岡山県瀬戸内市）	○	○			維持			○	○		○				1750.6
岩国市神東地先の人工海藻藻場（山口県岩国市）		○			維持							○			3.4
父母ヶ浜（香川県三豊市）*3	○		○		維持			○	○						32.8

*1 環境省自然共生サイトHPより「認定サイト一覧」 *2 新制度による認定サイト（移行含む） *3 自治体が作成・実施する「連携増進活動実施計画」の認定サイト

名称（地域）	生態系タイプ				活動 タイプ*2	生物多様性の価値									面積 (ha)
	砂浜	藻場 岩礁	干潟 マングローブ林	サンゴ礁		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
唐津 串浦ふるさとの海（佐賀県唐津市）*3		○			維持				○						20.1
ななうら 干潟とめだかの里（佐賀県鹿島市）*3			○		維持	○		○	○	○	○	○	○	○	3.1
愛媛県今治市織田ヶ浜海岸（愛媛県今治市）	○				維持						○			○	4.2
ハウステンボス（長崎県佐世保市）		○			維持			○	○		○				26.0
郷ノ浦の海の森づくり『藻場から始まる自然共生事業』 （長崎県壱岐市）	○	○			維持	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5015.4
里山・里地・里海に学び暮らすさきやま（長崎県五島市）		○	○		維持			○	○						2.5
五島三井楽の里海（長崎県五島市）		○			維持	○		○	○	○					5.4
中津干潟（舞手川河口湿地）（大分県中津市）	○		○		維持	○			○		○	○	○		0.9
日向・平岩 クロメの海の森（宮崎県日向市）		○						○	○	○	○				23.2
山川の海のゆりかご（鹿児島県指宿市）	○	○			維持	○			○			○	○		15.8
瀬戸内町 ネリヤカナヤの海（鹿児島県大島郡瀬戸内町）	○			○		○		○	○	○			○		49.3
石垣島 野底ウミショウブ群落 自然共生サイト（沖縄県石垣市）		○	○			○			○		○	○			36.3
石垣島のサンゴ産卵ファーム（沖縄県石垣市）				○	回復	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.7
里海珊瑚の森（那覇空港南エリア）（沖縄県豊見城市）				○	回復	-	-	-	-	-	-	-	-	-	287.0

*1 環境省自然共生サイトHPより「認定サイト一覧」 *2 新制度による認定サイト（移行含む） *3 自治体が作成・実施する「連携増進活動実施計画」の認定サイト

質の高い海洋保護区の事例：知床世界自然遺産地域（1）

- ・ 知床世界自然遺産地域では、国立公園や自然環境保全地域などの複数の制度を重ね合わせることで、極めて多様かつ特異な価値を有する自然環境の継承を図ろうとしている。地域における重要な生態系・生物種の特定が行われており、それらの多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことが目標とされている。

1. 生態系・生物種の特徴・状態、重要な生態系・生物種の特定

遺産地域内の海域における重要な生態系・生物種は、管理計画、多利用型統合的
海域管理計画の中で明確にされている。

●生態系の特徴（管理計画より抜粋）

- ・ 北半球で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成。流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を出発点に、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、鳥類、哺乳類等までつながる食物網が形成される。
- ・ さらに、北方系と南方系の野生生物が混在する地域となっているなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種組成、分布がみられる。千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海水域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は知床半島沿岸で 140 種の生育が確認されている

●海域の生物種の特徴（管理計画より抜粋）

- ・ 海棲哺乳類 22種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認され、これらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれる。魚類は、海水魚類 261種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多く見られ、オホーツク海のなかでも特異な海域となっている。遺産地域の河川では、サケ科魚類が著しく優占していることが重要な特徴である。

知床世界自然遺産地域に含まれる区域

- ・ 知床国立公園
- ・ 国指定知床鳥獣保護区
- ・ 知床森林生態系保護地域
- ・ 共同漁業権区域
- ・ 遠音別岳原生自然環境保全地域

2-1. 保全・回復目標

管理の目標（管理計画より抜粋）

- ・ 遺産地域の管理に当たっては、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことを目標とする。
- ・ 特に遺産登録時の世界遺産委員会において評価された次のクライテリアについて、その価値を維持できるよう管理していく。

クライテリア ix(生態系)

- ・ 遺産地域は北半球で最も低緯度に位置する季節海水域であり、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。

クライテリア x(生物多様性)

- ・ 遺産地域は海洋性及び陸上性の多くの種にとって特に重要。遺産地域は多くのサケ科魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多くの鯨類を含む海棲哺乳類にとっても世界的に重要である。遺産地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。

質の高い海洋保護区の事例：知床世界自然遺産地域（2）

- 知床世界自然遺産地域では、関係行政機関、調査研究機関、地元4漁協を含む関係団体等の連携協力のもと、保護管理措置等を推進している。
- 約20名の有識者や研究者が参加し、4つのワーキンググループ等を有する知床世界自然遺産地域科学委員会を設置し、科学的評価結果に基づいた順応的管理に取り組んでいる。

2-2. 管理に関する計画

管理計画：遺産地域全体の管理の目標と管理方策を記載。

長期モニタリング計画：管理計画に基づいた順応的管理を目標として、現状評価に必要となるモニタリング項目とその評価方法を記載。

多利用型統合的海域管理計画：長期モニタリング計画の評価結果等をもとに、海域を対象とした保護管理措置を記載。

3. 研究者や地元関係者の参加

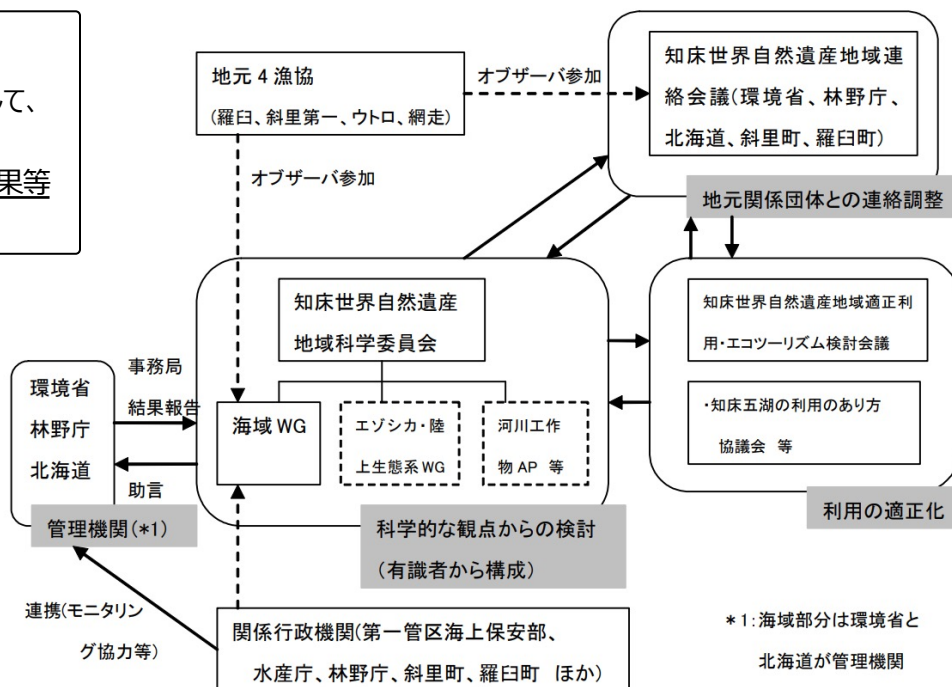
管理計画における方針

- 「知床世界自然遺産地域科学委員会」を設置して、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。
- 遺産地域の保全・管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域ぐるみの活動を展開していく。

多利用型統合的海域管理計画における方針

- 調査研究を推進するに当たっては、関係行政機関や調査研究機関、漁協などをはじめとする地元関係者が連携・協力し、観測体制や調査研究成果に関する情報交換などの充実を図る。

知床世界自然遺産の管理の体制*



海域WGのオブザーバー

- 羅臼漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合、網走漁業協同組合、公益財団法人知床財団

質の高い海洋保護区の事例：知床世界自然遺産地域（3）

- ・長期モニタリング計画では、**管理計画に基づき遺産価値を順応的に管理していくことを目的として、遺産価値の現況評価（総合評価）に必要なモニタリング項目とその評価方法を定めている。**モニタリング項目と評価項目の評価は、ワーキンググループが行う。

4及び5. モニタリング調査の実施と順応的管理

●総合評価の対象と観点（抜粋）

①保全状況：知床の生態系及び生物多様性が維持されているか

評価項目	A. 遺産登録時の生態系の生産性が維持されているか
	B. 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されているか
	C. 遺産登録時の生物多様性が維持されているか

②環境圧力・観光圧力：知床の世界自然遺産としての価値に対する環境圧力・観光圧力の影響はみられるか

評価項目	D. 遺産地域において気候変動の兆候が見られるか
	E. 気候変動の影響もしくは影響の予兆はみられるか
	F. 知床の世界自然遺産としての価値に対するレクリエーション利用等の人為的活動による影響もしくは影響の予兆はみられるか

③管理の実績：知床世界自然遺産管理計画に基づく管理ができているか

評価項目	G. 人の利用による環境影響を可能な限り低減する管理努力がされているか
	H. ユネスコ世界遺産センター及びIUCNによる現地調査に基づく勧告への対応は進んでいるか（それぞれの勧告に対する対応の進捗状況は順調か）

④管理の効果：知床世界自然遺産管理計画に基づく管理による効果がみられるか

評価項目	I. 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続可能な水産資源利用による安定的な漁業が両立されているか
	J. 河川工作物の改良等により、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持・回復しているか

海域に関するモニタリング項目（例）と実施主体	評価項目
海洋観測ブイによる水温の定点観測 [環境省]	A,D,I
アザラシ・トドの生息状況の調査 [北海道]	A,C,E,I
浅海域生物相調査 [環境省]	A,C,E
浅海域貝類定量調査 [環境省]	A,C,E
ケイマフリ・ウミネコ・オオセグロカモメ・ウミウの生息数、営巣地分布と営巣数調査 [環境省]	B,C,E,F,I
河川内におけるサケ類の遡上数、産卵場所・産卵床数及び稚魚降下数のモニタリング [林野庁、北海道]	B,I,J
淡水魚類の生息状況、特に知床の淡水魚類相を特徴付けるオシロコマの生息状況 [林野庁]	C,D,E,J
航空機、人工衛星等による海水分布状況観測 [第一管区海上保安部]	A,D,I
「北海道水産現勢」からの漁獲量変動の把握 [北海道水産林務部]	A,C,E,I
スケトウダラの資源状態の把握と評価（TAC設定に係る調査） [水産庁]	A,E,I
スケトウダラ産卵量調査 [羅臼漁業協同組合、釧路水産試験場]	A,E,I
シャチの生息状況の調査 [北海道シャチ研究大学連合]	A,C,E,F,I

沿岸域の生物多様性に関する包括的な計画の例：南三陸町（1）

- 宮城県南三陸町では、ラムサール条約登録湿地「志津川湾」を中心とした南三陸沿岸域の恵みを将来にわたり享受し続けられるよう、「志津川湾保全・活用計画」を策定。南三陸・志津川湾をフィールドとした調査・研究・教育・普及活動を展開する町営の施設として、南三陸町自然環境活用センターが設置されている。

1. 生態系・生物種の特徴・状態、重要な生態系・生物種の特定

「志津川湾保全・活用計画」の中で、①自然環境（海流・潮流・波浪、水温・水質、生物環境）、②社会環境（水産業、観光業）の概要が明らかにされている。

●生物環境（抜粋）

- 南三陸沿岸には多様な生物の生息が見られますが、とりわけ注目すべき点としては、ラムサール条約登録の際にも評価された、様々なタイプの藻場が発達していることです。…南三陸周辺の岩礁域には、温暖域を好むアラメがつくるアラメ場と、寒冷域を好むマコンブがつくるコンブ場がよく発達し、両者が隣り合って生育することも珍しくありません。
- 浮き袋のような気胞を持つホンダワラの仲間も複数種見られ、水深や波あたりに応じて種ごとに大きな群落をつくります。…一方で、砂地の海底にはアマモと呼ばれる緑の植物が、海中の草原をつくります。
- 魚類や底生生物について…近年の傾向として、寒冷域を好む魚が姿を消しつつあり、代わって温暖域を主な生息地とする生きものが増えてきていることがあげられます。
- 潮間帯の干潟や磯には貝類、ゴカイ類、甲殻類などを中心に多様な生物が見られ、特に絶滅危惧種とされるものが多いのもこういった環境です。
- 志津川湾には、ラムサール条約の代表的な保全対象である渡り鳥も来訪します。

2. 保全・回復目標と管理計画

4. モニタリング調査の実施

「志津川湾保全・活用計画」の中で、保全・活用上の課題・問題点を明らかにした上で、以下の分野ごとに、達成項目と評価指標を定め、計画を作成して、モニタリング評価を行っている。

○目標とする姿

いきもの・自然環境

- 1 自然との共生が実現している
- 2 生きものの生息・生育場所と生物多様性が保全されている

あそび・学び

- 1 海の遊びが学びになる
- 2 いのちのつながり・大切さを学ぶ場となっている
- 3 自然・環境・防災の教育といえば南三陸町となっている
- 4 地域密着型の研究・教育施設のモデルケースとなっている
- 5 環境や社会の仕組みを高度に学べる場が生まれている

なりわい・産業

- 1 海の遊びが学びになる志津川湾モデルが確立している
- 2 環境に負荷をかけない物質循環とエネルギー生産が実現している
- 3 持続可能な産業がある。持続可能な社会となっている

くらし・文化

- 1 多様性を受け入れ、共に楽しむ寛容な社会となっている
- 2 伝統的・歴史的な活動・価値が見直されている
- 3 やすらぎ・よここび・なつかしさが感じられる風景がある
- 4 震災から学んだことが生かされ、いのちめぐるまちが文化となっている

沿岸域の生物多様性に関する包括的な計画の例：南三陸町（2）

3. 研究者、地域住民、市民団体などの関係者の参加

「志津川湾保全・活用計画」は、南三陸町が中心となり、漁業者・漁協職員、農林業者、商工・観光業関係者、市民活動、研究者らが集まり、話し合いを繰り返して、策定された。

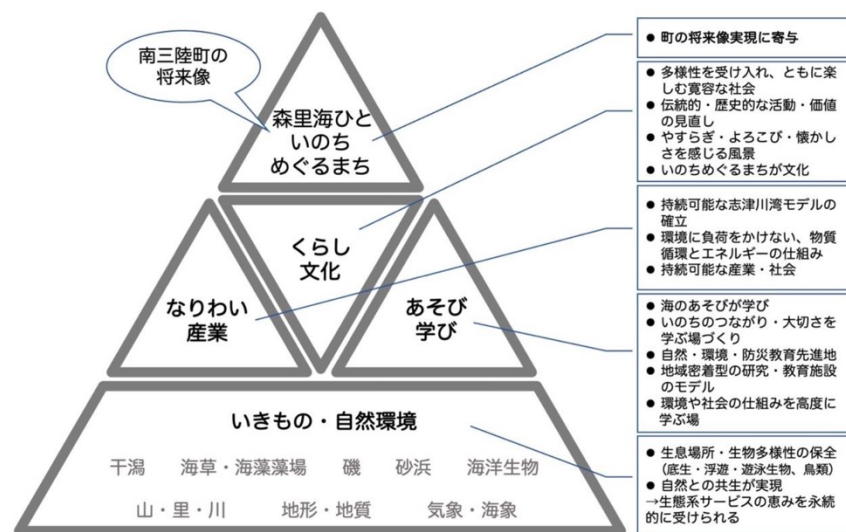


図6 志津川湾保全・活用計画の目標



○目標とする姿（抜粋）

2 生きものの生息・生育場所と生物多様性が保全されている

達成項目	具体的な内容	評価指標
2-1 海草藻場・海藻藻場が存続している	藻場のモニタリング・存続のための対策、藻場に依存する生物の生息環境の保全	藻場の構成種数
2-2 底生動物群集の貴重な生息場所が保全されている	干潟（港川・伊里前川・桜川・水戸辺川などの河口干潟、細浦海岸・松原海岸・折立海岸など）の保全 登録湿地拡張のためのデータ収集 温暖化で生物種が入れ替わっても多様性が維持される	干潟の生物調査の回数・地点数、ラムサール登録湿地の面積、干潟の生物種数
2-3 水鳥をはじめとする鳥類の生息環境が維持されている	コクガン、オオワシ、オジロワシなど志津川湾で越冬する鳥や、ウミウ、オオセグロカモメ、イソヒヨドリなど志津川湾で繁殖する鳥たちの生息環境が維持されている	渡り鳥の飛来数、出現種数
2-4 漁獲対象となる多種多様な生物がいる	生物種が入れ替わっても多様性が維持される	漁獲対象種の水揚げ量
2-5 多種多様な生物が生存できる環境が維持されている	温暖化で生物種が入れ替わっても多様性が維持される ツブ・カニ・海藻などの磯の生きものが育つ環境がある 志津川湾に流れ込む河川水や外洋との水交換が適切に行われる地形が維持されている	生物調査、環境DNA調査の回数・地点数、生物相調査の出現種数 水質調査、海洋酸性化モニタリングの回数